

「BsCLUB会員規約」新旧対照表

	改定前(2026年)	改定後(2027年)
第5条 【会員】	本規約における会員とは、第6条所定の本会への入会申込を行い、当社が入会を承認したものをいいます。 なお、当社からの配送物の発送先住所は日本国内に限るため、日本国内に住所を有しない方は、当社からの配送物の受け取り等本サービスの全部または一部の提供が受けられないことに入会時に同意したものとみなします。	本規約における会員とは、第6条所定の本会への入会申込を行い、当社が入会を承認したものをいいます。 なお、当社からの配送物の発送先住所は日本国内に限るため、日本国内に住所を有しない方は、当社からの配送物の受け取り等本サービスの全部または一部の提供が受けられないことに入会時に同意したものとみなします。 <u>また、入会申込者または会員に対し、本人確認のため身分証明書の提示または提出を求めることができるものとする。</u> ※適正な会員管理および不正利用防止のため、本人確認に関する規定を追加
第7条 【入会の取消】 5項	入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為）又はショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合	入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為）又はショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者の場合 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第7条 【入会の取消】 16項	その他、会員として不適当であると当社が認める場合	その他、会員として不適当な場合 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第7条 【入会の取消】		(第7条1項～16項に対し下記追加) 前項に関連して必要と判断した場合、本人確認書類の提示を求めることができるものとする。 ※適正な会員管理および不正利用防止のため、本人確認に関する規定を追加
第11条 【会員番号・パスワード及び使用の停止等】 5項(2)	第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはその恐れがあると当社が認める場合	第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはその恐れがある場合 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第11条 【会員番号・パスワード及び使用の停止等】 5項(3)	第7条に定める会員資格の取消事由に該当する恐れがあると当社が認める場合	第7条に定める会員資格の取消事由に該当する恐れがある場合 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第11条 【会員番号・パスワード及び使用の停止等】 5項(4)	その他当社が緊急性が高いと認める場合	その他、緊急性が高い場合 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第11条 【会員番号・パスワード及び使用の停止等】 6項	当社が前5項の措置を取ることにより当該会員が本サービス及び付帯サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。	第11条1項～5項により同様の内容となるため削除
第15条 【退会】 4項	会員が本規約に違反したとき、その他当社において会員として不適切と認めたときは、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。但し、年会費は返却致しません。	会員が本規約に違反したときは、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。但し、年会費は返却致しません。 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第26条 【Bsポイントの付与・利用の一時停止】	コンピュータの障害等でBsポイント付与や利用が一時的にできなくなる場合でも、当社はいかなる責任も負いません。	コンピュータの障害等でBsポイント付与や利用が一時的にできなくなる場合があります。 ※記載表現の統一および簡素化のため変更
第30条 【自動継続】 (5)	その他、当該会員が会員として不適当であると当社が認める場合	その他、当該会員が会員として不適当である場合 ※記載表現の統一および簡素化のため変更